

令和元年1月27日
電力・ガス取引監視等委員会

託送供給等約款以外の供給条件の認可に関する意見聴取について意見を回答しました

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、経済産業大臣から意見を求められた託送供給等約款以外の供給条件の認可申請について審査を行い、委員会として当該認可を行うことに異論がない旨の意見を回答しましたのでお知らせいたします。

1. 概要

令和元年12月16日付けで、経済産業大臣が、電力各社の託送供給等約款の損失率の見直しを行う変更認可（令和2年2月1日実施）を行ったところ。これを受け、従前の特別措置について、本年2月1日から適用される託送供給等約款においても、引き続き同一の取扱いとするための申請が、東北電力、東京電力パワーグリッド、中部電力及び九州電力からありました。

当該申請を受け、電気事業法第66条の11第1項第5号、第9号の規定に基づき経済産業大臣から委員長に対し意見の求めがありましたので、委員会として認可することに異存はないことを回答しました。

2. 添付資料

①託送供給等約款以外の供給条件の認可について（回答）

※本ニュースリリースは、第249回の議事要旨を兼ねます。

（本発表資料のお問い合わせ先）
電力・ガス取引監視等委員会事務局
ネットワーク事業監視課長 田中
担当者：松元
電話：03-3501-1511（内線 4371～4）
03-3501-1585（直通）

(別紙)

託送供給等約款以外の供給条件の認可申請の概要

①申請者：東北電力

特別措置:

(災害に伴う特別措置)

- ・原子力災害対策特別措置法に基づく避難指示等を受け避難された電気の使用者を需要者とする供給地点について、工事費負担金の免除等を実施
- ・令和元年台風19号により被災された電力の使用者を需要者とする供給地点について、工事費負担金の免除等を実施

②申請者：東京電力パワーグリッド

特別措置:

(分社化に伴う託送料金算定等の特別措置)

- ・既存料金システムを使用した需要実績の合計値による託送料金の算定等を実施
- (災害に伴う特別措置)
- ・令和元年台風15号及び台風19号により被災された電力の使用者を需要者とする供給地点について、工事費負担金の免除等を実施

③申請者：中部電力

特別措置:

(災害に伴う特別措置)

- ・令和元年台風19号により被災された電力の使用者を需要者とする供給地点について、工事費負担金の免除等を実施

④申請者：九州電力

特別措置:

(災害に伴う特別措置)

- ・平成28年4月14日に発生した熊本県熊本地方における地震により被災された電力の使用者を需要者とする供給地点について、工事費負担金の免除等を実施
- ・令和元年8月の大雨の影響により被災された電力の使用者を需要者とする供給地点について、工事費負担金の免除等を実施